

## 船体状態評価策（CAS）に関する事項

### 改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

### 改正事項

船体状態評価策（CAS）に関する事項

### 改正理由

IMO において、ばら積貨物船及び油タンカーの検査強化プログラム（Enhanced Survey Programme : *ESP*）に関する基準を定めた IMO 総会決議 A.744(18)について見直しが行われ、2011 年 11 月に IMO 総会決議 A.1049(27)（2011 *ESP* コード）として採択された。

これに伴い、IMO では、シングルハルタンカーの継続運航を行うために実施すべき船体状態評価策（Condition Assessment Scheme: CAS）に関する基準を定めた決議 MEPC.94(46)の要件中、参照されている“決議 A.744(18)”を“決議 A.1049(27)（2011 *ESP* コード）”に置き換える改正が行われ、2013 年 5 月に決議 MEPC.236(65)として採択された。

今般、決議 MEPC.236(65)に基づき、関連規定を改めた。

### 改正内容

CAS の要件中、参照されている“決議 A.744(18)”を“2011 *ESP* コード”に置き換えた。